

2 5 川 監 公 第 1 号

平成 2 5 年 1 月 1 0 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 2 4 年 4 月 1 0 日付け 2 4 川監報第 4 号で報告した行政監査「身近な公園の管理について」の結果に基づき、川崎市長から、平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日付け 2 4 川総行革第 2 2 3 号により措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	松 川 欣 起
同	奥 宮 京 子
同	東 正 則
同	石 川 建 二

24川総行革第223号
平成24年12月19日

川崎市監査委員	松川	欣起	様
同	奥宮	京子	様
同	東	正則	様
同	石川	建二	様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年4月10日付け24川監報第4号で提出のありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度行政監査（身近な公園の管理について）の結果に対する措置状況

1 市民が利用しやすい公園

（1）市民意見の反映について

〔指摘の要旨〕

区役所道路公園センターにおいて記録している陳情処理簿の活用状況をみたところ、毎年度同じ内容が寄せられる苦情・要望等についてあらかじめ対応を講じている区役所道路公園センターがある一方で、活用が図られていない区役所道路公園センターがあった。苦情・要望等は、その時期や場所を分析することで効

率的な公園管理を行うことができることから、積極的に活用されたい。

また、陳情処理簿は、一部の区役所道路公園センターを除き電子データ化して管理していたが、集計作業や職員間の情報の共有化等の利便性に鑑み、電子データ化することを検討されたい。

苦情・要望等を公園管理において適切に活用していくため、苦情・要望等の分類について統一的な区分を行うとともに項目の細分化について検討されたい。

[措置内容]

公園管理に関する陳情・要望においては、過去に受けた陳情・要望に基づき実施した事項について、様式を定め、平成24年度中に整理及び共有化をすることで、今後、同様の陳情・要望を繰り返し受けないよう改めます。

また、陳情・要望の電子データ化については、平成24年度中に統一化を図るため、入力フォーマットの見直しを行うとともに、一部の区において電子化されていないデータについても、同年度中に電子化を行うこととしました。

更に、陳情・要望項目の細分化については、「業務改善検討部会」において、現在の項目を再検討し、項目の再分類をした上で、平成24年度中に新たな分類に基づく統一的な整理を行うこととしました。

(2) 迷惑行為について

ア 禁止行為として取り扱うべきもの

[指摘の要旨]

現状の公園に対する苦情・要望等をみると、利用者の間での利用環境に関し制限を望む声が多くなっており、公園施設の良好な維持管理と併せて利用者間での良好な利用環境のための制限の検討も必要である。利用者等の身体に直接危険が及ぶような行為は、禁止行為として明確に定めた上で周知すべきである。一律に禁止することが難しいような場合には、公園の利用状況や地域住民の意

向を十分に確認の上、禁止対象とする公園や公園内の場所、時間帯など個別具体的に検討されたい。

〔措置内容〕

公園利用者に直接危険が及ぶような行為については、平成24年度中にすべての公園で禁止行為として適用する管理基準を定めた上で、ホームページ等で周知していきます。

また、一律に禁止することが難しいものについては、管理運営協議会や地域団体等と調整を行い、地域住民の利用実態と意向を踏まえた個別の管理基準について策定していきます。

イ それ以外のもの

〔指摘の要旨〕

禁止までには至らない迷惑行為についても、迷惑かつマナー違反であることが客観的に明らかな行為については、迷惑行為として適切に注意喚起するとともに、マナー向上の啓発を行われたい。

また、それ以外の判断基準や調整が難しい行為についても、個別具体的に検討し、その公園にあった適切なルールとして注意喚起やマナー向上を図ることに努められたい。

〔措置内容〕

迷惑かつマナー違反であることが客観的に明らかな行為については、平成24年度中に管理基準を定めた上で、ホームページ等でルール周知及びマナー向上への取組を進めていきます。

また、それ以外の判断基準や調整が難しい行為については、管理運営協議会や地域団体等と調整を行い、地域住民の利用実態と意向を踏まえた個別の管理基準についての検討を行います。

(3) 公園に関する情報の提供について

[指摘の要旨]

公園に関する情報の提供は主にホームページにより行われており、建設緑政局と各区役所がそれぞれ作成している。この内容を確認したところ、子育てに活用できる公園を保護者のコメントを付して掲載している区役所がある一方で、個別の公園の案内がない区役所があった。また、有料施設の使用方法等については一部の区役所のみに掲載されていたことから、ホームページの掲載内容の充実を図るよう検討されたい。

また、利用マナーに関することについては苦情・要望等の上位にあるが、その改善のためには、広く周知を図っていくことにより個々の利用者の意識に働きかけることが重要である。すべての公園に注意看板を設置することも難しいことから、ホームページや広報紙などにより広く周知することを検討されたい。

[措置内容]

公園に関する情報提供については、平成24年11月末までに情報・掲載内容等の精査を行った上で、平成24年度中に統一された公園情報のホームページを開設し、広く周知していきます。

併せて、公園利用のマナーに関しても、ホームページ等を通じ、広く周知を図っていきます。

(4) 公園施設の設置について

[指摘の要旨]

公園施設の中でも、植栽、砂場などは相反する苦情・要望等が寄せられるものである。植栽については、憩いの場の形成として植栽の要望がある一方で、防犯の観点から剪定や伐採の要望もあるなど、抜本的な解決を図ることが難しいものである。このような公園施設については、それぞれの効用の是非を多角的に検証

するとともに、設置場所や管理上の工夫を行うことで、今後も適切な配置と管理に努められたい。

また、利用者が健康増進のために利用できる健康遊具は、今後も設置数の増加が予想されるものであるが、地域における高齢化の進展状況や年齢構成などの特性を踏まえた設置を図られたい。また、健康遊具は日常的に使用することにより効果が生じるものであるため、市民にとって最も身近である街区公園に積極的に導入することも検討されたい。

[措置内容]

公園における各施設が果たす役割については、各施設の効用を市民の方々へ明確に説明するための資料を平成24年度中に整理することとしました。

資料の作成に当たっては、一般的な公園利用者の視点、公園に隣接して居住している市民の視点など様々な利用者の視点を考慮した上で、その効用を検証した結果に基づき作成します。

また、これまで公園の整備の際に配慮してきた施設の設置場所や管理上の工夫については、平成24年度中にその明文化をした整備・管理水準書を作成し、これに基づく施設の適切な配置と管理に努めていきます。

また、健康遊具については、公園の再整備の際に、地域の状況やニーズを把握し導入の検討を行います。

(5) 公園施設の安全確保について

[指摘の要旨]

公園施設の安全点検の実施については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき作成された公園施設点検調書を用いているが、当該調書における補修等の優先度の判定については、マニュアル等が整備されていない状況である。この点について、横浜市では、優先度の軽重について写真等

を用いて解説している点検基準のマニュアルを作成していることから、このような例を参考としながら、安全点検をより確実に実施し、一層の安全の確保に努められたい。

[措置内容]

点検基準マニュアルの整備に代わる手法として「遊具の日常点検講習会」への参加により職員の安全確保のスキルアップに努めています。

講習会では、日本公園施設業協会に所属する技術者から、①遊具の安全、②遊具の点検ポイント、③遊具の点検方法について、職員が全国レベルの点検技術を習得し、遊具点検の統一性及び正確性の向上を図っています。

また、平成24年度から講習会参加者による遊具点検の研修会を開催し、職員全体に点検方法等についての知識と技術の周知を図っています。

今後もより一層の安全確保に努めていきます。

2 市民協働による公園管理

(1) 協議会への支援について

ア 市民への広報

[指摘の要旨]

協議会が設立されている公園には、管理を協議会が行っている旨を看板に表示しているが、利用者や地域住民に、その存在、役割、活動内容、メンバー構成などが知られていない場合も多い。

協議会の円滑な活動のためにも、ホームページや広報紙など、様々な媒体を活用して、その活動内容等の周知に努められたい。

[措置内容]

管理運営協議会の活動内容等の広報につきましては、平成24年4月9日に開設したホームページの内容の充実を図るとともに管理運営協議会の活動情

報に関する定期的な更新を行いました。

また、協議会の活動を、利用者や地域住民に広報するため、平成18年度から腕章を支給しています。こうした活動を更に明確にするために、平成23年度からは、ベストの支給を開始しておりますが、今後も引き続き腕章とベストの支給を継続していきます。

併せて、協議会の活動について、公園に設置された協議会看板などを活用して、利用者や地域住民に広報していきます。

イ 身分の証明

[指摘の要旨]

協議会の公園における活動に際しては、その活動であることが分かるように本市が腕章を支給しているが、更に身分証明書を発行してほしいとの声が協議会のメンバーからあった。

利用者に対して利用マナーを啓発する際など、協議会のメンバーであることを明確に示す必要がある場合もあるため、身分を明らかにするための方策について、関係者の意見も聴きながら検討されたい。

[措置内容]

管理運営協議会の構成員であることの身分を明らかにする方策として、活動に際して着用していただく腕章とベストの支給を行っています。

今後も腕章とベストが広く行き渡るように、支給を継続していきます。

身分証の発行については、管理運営協議会の構成員に対して、身分証の必要性について確認をしたところ、約9割の方から「身分証は必要ない」との回答を頂いております。従って、身分証などの身分を明らかにするものについては、今後、管理運営協議会の関係者の御意見や他都市の事例等を参考にしながら、慎重に対応していきます。

ウ 作業用具の貸出し

[指摘の要旨]

公園の管理に必要な電動草刈機など作業用具については、貸出しを行っている区役所、行っていない区役所があったので、協議会の要望を踏まえながら必要な作業用具の統一的な貸出しルールの方策を検討されたい。

[措置内容]

管理運営協議会への作業用具の貸出しについては、平成24年度、新たに貸出用の剪定工具の購入を予定しており、現在その購入機種について選定作業を行っています。

また、剪定工具の貸出しに必要な統一的なルールとして「貸出要領」を平成24年11月に策定しました。

エ 自発的活動への支援

[指摘の要旨]

市が、協議会に対して交付している報奨金の使途については、活動に必要な消耗品の購入や飲料等に充てられている場合が多い。

そこで、積極的に活動しようとする協議会に対して、活動費用が足りないような場合には、基準を作成するなどして、必要な材料の提供など積極的に支援できるような仕組みについて検討されたい。

[措置内容]

管理運営協議会等の活動に対する支援については、これまでの報奨金のみの支給制度から、管理運営協議会等の活動状況に応じて、更に消耗品や原材料の支給できる仕組みなどについて、管理運営協議会等の御意見や他都市の状況を参考に検討し、平成26年度実施に向け取組を進めていきます。

(2) 協議会の設置促進と区役所との連携強化について

[指摘の要旨]

協議会の設置促進については、組織改正の効果を活かし、町内会等と関係の深い区役所地域振興課、区民会議や協働事業の窓口である区役所企画課をはじめとして、区役所内の福祉、高齢者、子育て支援等の部門とも必要に応じて情報交換の場を設けるなど連携を図られたい。

[措置内容]

公園緑地管理については、「川崎市緑の基本計画」においても、市民・事業者と一体となって、取組を進めていきます。

こうしたことから、市民との協働による地域の実情に則した公園緑地の維持管理を進めるため、区役所内の関係各課との情報の共有化を図り、管理運営協議会の設置促進の取組を進めていきます。

(3) 新たな市民協働について

[指摘の要旨]

協議会等が設置されている公園についても、メンバーの高齢化が進んでいることから、その世代交代や新たな担い手の育成が大きな課題になると考える。

更に町内会等の加入率の低下にみられるように地縁団体による協議会等の設置そのものが困難となってきた現状も踏まえて、新たな公園管理の手法についても検討されたい。

ア 新たな協働主体

[指摘の要旨]

非営利活動団体、学校、企業、商店街や公園で体操を行うグループなど、様々な団体等が公園の維持管理や活性化に当たり、新たな協働の担い手としての可能性を持っているものと考えられる。

今後、区役所内の協働、福祉、高齢者、子育て支援等の部門とも一層の連携をすることにより、新たな主体との協働について積極的に取り組まれたい。

[措置内容]

公園管理については、現在、街区公園の約9割には、公園緑地愛護会又は管理運営協議会が設立されていますが、高齢化などに対応するため、こうした公園の愛護団体の活性化に向けて、新たな協働の担い手と連携を図ることが必要と考えています。

こうしたことから、区役所内の関係各課が情報の共有化を図るなどして連携し、様々な団体が交流できるイベント等の開催を通じて新たな協働主体を取り込むなど、多様な主体による協働に向けて取り組んでいきます。

イ 市民ボランティアの活用

[指摘の要旨]

公園の維持管理活動に興味や意欲がある個人や少人数でのボランティア希望者は多く潜在していると考えられるので、今後も既存の協議会等への加入を勧めるとともに、協議会等の設置が進まない公園については、見回りや連絡などの軽易な活動への活用も検討されたい。

[措置内容]

個人や少人数でのボランティア希望者については、引き続き協議会等への参加を勧めます。また、併せて、軽易な活動等への活用については、愛護会等との活動内容の相違点、事故補償制度、報償制度等について課題もあることから、他都市の事例調査を行っているところであり、その結果を踏まえて、導入に向けて検討を進めます。

ウ 市民による公園活性化の取組への支援について

[指摘の要旨]

宮前区区民会議では「公園を地域コミュニティの場として活用していく」ことを目指した取組が進められている。

また、高津区の協働推進事業として「あったらいいな、こんな遊び場！」調

査報告書がまとめられるなど、公園は市民にとって身近な施設として関心が高く、その有効活用が期待されている。このような取組は、公園の一層の活性化に資するための新たな協働の動きであり、利用者の利便性の向上や地域コミュニティの活性化に大きく貢献するものであることから、一層の支援を行われたい。

〔措置内容〕

市内のいくつかの公園においては、地域コミュニティが中心となって、様々な活動が行われていることから、地域の実情に応じた取組が円滑に進むよう、公園利用の活性化に取り組むこととし、平成24年度は「多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員会」を設置するなど、コミュニティの拠点としての公園の活用方法や公園情報の共有・発信に関することについて取組を進めていきます。

(4) 地域団体によるテニスコートの管理について

〔指摘の要旨〕

都市公園は、誰もが自由・公平に公園施設を利用することが原則である。しかしながら、本市の身近な公園には、無料テニスコート（以下「無料コート」という。）が9施設あり、このうち5施設については、地域団体が入口フェンスの鍵やネットが入った倉庫の鍵などを、独自に管理する状況になっていた。

また、本市と当該団体との間で締結されているはずの協定・覚書の確認できないものが複数あった。

これらの地域団体の中には、テニスコートに限らず公園全体の清掃活動等を行っているものもあり、こうした現状に至った経緯を考慮する必要はあるが、公園施設の利用原則を踏まえながら、地域団体によるテニスコートの管理の実情を把握し、その上で必要な見直しを検討されたい。

[措置内容]

無料コート9施設のうち、5施設については、地域団体が鍵などを管理しており、協定書等の締結や更新がされていない実態があり、また、一部の団体で維持管理経費を徴収している実態がありました。

地域との協働による利用調整、清掃活動等は、今後、ますます重要になってくることから、これらを考慮した上で、平成24年度中に地域団体に対してヒアリング等を実施し、平成25年度中に、誰もが自由・公平に利用できる公園となるよう協定書等の見直しを進めていきます。

(5) 協定・契約等について

[指摘の要旨]

無料コート以外にも、野球場、多目的広場、花壇などの公園施設について、本市と地域団体等との間で維持管理や利用調整に関する個別の協定等が締結されていた。これらの協定等の本市側の当事者名が様々であり、書式なども統一されていなかった。また、本市の公園全体でどれだけの協定等が締結されているか、すべてを把握していなかった。本市と地域団体等とが、協働により公園づくりを推進していくことは大切であり、今後も、身近な公園に関する協定等はますます増えてくるものと考えられる。

協定等は法的な拘束力を有するものであるから、その締結に当たっては内容を十分に精査した上で、期限を定めて適正に行う必要がある。については、協定等を締結する場合の契約主体、委任できる業務範囲、違約規定、有効期限などについて所要の整備に努めるとともに、これまでに締結した協定等を検証の上、必要な見直しを検討されたい。

また、稲田公園に設置されている「さかなの家」については、管理業務を委託しているものであるが、履行状況をみたところ、多摩川に還元された魚種・匹数

や学校等への教材提供について確認することができなかった。また、多摩川への外来種の放流行為を防ぐために設置された「おさかなポスト」は、受託者が自主的に淡水魚等を受け入れているものであるが、公園施設の一部を使用していることから、事業の位置付け等について改めて整理されたい。

[措置内容]

平成24年7月に実施した実態調査の結果、地域団体等との協定については、契約主体、書式、内容、違約規定、有効期限等が様々となっていたため、今後、協定書等の共通書式を作成し、平成25年度中を目途として、地域団体等との協定書等の見直しを進めることとしました。

「さかなの家」管理委託の履行確認については、川崎河川漁業協同組合に対して聴取りを行い、平成23年度は鮎の稚魚の成育及び放流や市内小学校の学習にて鮎の放流体験等を行っていることを確認しました。

また、詳細な業務報告が不足していることを踏まえ、業務報告書の変更の指示を行い、履行状況の確認漏れが生じないように対応しました。

また、「おさかなポスト」は、稲田公園内に設置されている「さかなの家」の運営を本市から受託している川崎河川漁業協同組合が自主事業として行っているものですが、施設の一部を許可なく使用していることから、受託者に対して、今後の自主事業への対応方法等を明確にした上で、適正化を図るよう指導を行いました。

今後も引き続き、受託者への指導・監督を行い、改善がなされない場合は、関係法令に基づき対処していくとともに、将来的な施設のあり方等については、有識者等の意見を伺いながら検討していきます。

3 公園の適正・適切な管理

(1) 市営公園について

[指摘の要旨]

市営公園は、都市公園法の規定に基づく公告がなされていないため、都市公園条例の禁止規定、許可、占用料の徴収その他の管理に関する規定等は、本来、適用できない。また、都市公園は、人口や市域面積とともに地方交付税の算定基礎となるものである。市営公園については、不法占拠などの重大な支障がない限り、可能な限り速やかに公告の手続を行われたい。

[措置内容]

市営公園の状況を調査したところ、財産引継ぎが未了なもの33件、民間から借地しているもの22件、他の管理者から占用しているもの4件、不法占拠・不法使用されているもの4件、その他のもの3件でした。

現在、そのうち2件の公告を行い、残りのものについては、今後、地権者等と協議・調整を図り、必要な書類の整理等を行い、順次、公告手続を進めることとしました。

(2) 公有財産の管理について

[指摘の要旨]

4箇所の市営公園が長期間にわたって不法占拠の状態であることを確認した。これらのうち、小田ふれあい公園、東名犬蔵公園、三田こども公園については、不法占拠状態に至った経過を検証し、地域住民との話し合いを行った上で、不法占拠状態の解消に努められたい。また、塩浜中公園は、法的問題を検討するとともに、不法占拠問題の解決策を整理した上で、今後の利用方法、費用等を総合的に勘案しながら、臨海部の活性化に向けて、全庁的な対応により不法占拠状態の解消に努められたい。

[措置内容]

塩浜中公園（隣接する市道塩浜59号線を含む。）の不法占拠対策については、

川崎市不法占拠対策委員会において、速やかに市道部分の土砂等の処理を行うことが決定しました。今後は平成24年度中の着手を予定しており、行政代執行の手続に向けた調整を行うこととしました。

なお、公園部分については、周辺地区の整備計画との整合を図りながら、土砂等の撤去方法の検討及び撤去後の公園のあり方について検討を進めていきます。

その他の3公園については、適正な財産管理に向けて、川崎市不法占拠対策委員会建設緑政部会等により考え方等を整理するとともに、平成24年度中に地域住民との話し合いを再開し、粘り強く指導・交渉を行い不法占拠の解消に努めていきます。

(3) 都市公園台帳の管理について

[指摘の要旨]

都市公園法、都市公園法施行規則等では、公園管理者は調書及び図面からなる都市公園台帳の作成及び保管をするとともに、記載事項に変更のあったときは、速やかにこれを訂正しなければならないとされている。

しかしながら、都市公園台帳をみると整理が不十分な点があった。

区役所道路公園センターでは、都市公園台帳のコピーを用いて、市民や利用者等から寄せられる様々な情報を加筆しているが、これが、建設緑政局が管理する都市公園台帳の原本に反映される仕組みにはなっていなかった。

都市公園台帳については、関係法令等に基づく正確な情報の記載及び情報の更新に努められたい。

また、都市公園台帳に係る情報の整理及び共有化をし、市民や利用者からの問合せ等に迅速に対応するため、システム化に取り組まれたい。

[措置内容]

都市公園台帳の調書については、記載事項情報の整理・集約を図り、調書内容

の更新を行うとともに、図面についても収集・更新を進め最新の都市公園台帳データとします。

システム試行により都市公園台帳のデータを一元化し、イントラネットを活用することで情報を共有化し、関係部署間での相違を解消します。

また、これらの調書及び図面については、地図情報システムを活用することで、3箇年計画により平成26年度までに、都市公園台帳の情報の共有化に向けたシステム化を行います。

（４）使用料の減免について

〔指摘の要旨〕

公園内行為許可に伴う使用料の減免事務を確認したところ、同一内容の申請について免除の取扱いが異なる事例があった。

公園内行為許可に伴う公園使用料の減免基準については、「都市公園の許認可マニュアル（平成18年3月末日制定）」の中で「公園内行為許可に関する使用料の免除項目について」として示されているが、免除対象団体や行為の範囲などが明確に定められていなかった。したがって、当該基準の見直しを検討されたい。また、当該マニュアルについて、区役所道路公園センターにその周知を徹底されたい。

〔措置内容〕

減免基準の見直しに当たっては、平成24年7月に公園内行為許可について使用料を減免した事例の収集・整理を行いました。

その結果、各道路公園センターに差異のある減免の取扱いが確認できたため、平成24年12月までに免除対象団体や行為の範囲などについて見直しを行い、平成25年度から統一した新基準による運用を開始します。

(5) 放射線量の測定について

[指摘の要旨]

公園内の放射線量を測定した場合には、その結果を情報発信するなど、公園に対する市民の不安に応える適切な対応に努められたい。

[措置内容]

公園内の放射線量の測定をした場合には、市民の不安に応えられるよう、市のホームページにおいて、公開されている公園内の放射線量の測定結果について、区名、公園名又は測定日等による検索を可能にし、市が目安としている基準との比較を容易にしました。